

海外アパレル情報

米カリフォルニア州:プロポジション65の警告表示ルールを改正

プロポジション65は、カリフォルニア市民、及び州の飲料水の源泉を発がん性、先天異常、またはその他の生殖障害を引き起こすとして知られる化学物質から保護し、またそのような化学物質にさらされているという情報をカリフォルニア州の市民に開示することを目的とし、定められた法律です。

危険な化学物質が製品に含まれていることを消費者に知らせる、「消費者の知る権利」を保証するためのカリフォルニア独自の州法であり、同州内に上市されるいかなる製品も対象となります。

プロポジション65のもと、カリフォルニア州が指定する規制対象化学物質の曝露量を上回る製品は、規定のルールに従って警告表示を行い、その製品の使用により健康被害が生じる可能性があることを消費者に開示しなければなりません。

2016年8月30日、この警告表示のルールが改正されました。移行期間は**2年間**で、業界は2018年8月30日までに新ルールに基づいた警告表示への切り替えを行うことが求められます。（移行期間中は新旧どちらの表示も使用することができます）



【改正の概要】

- ・警告文は、警告の対象となる化学物質の名称を含まなければならない。
- ・警告文に複数の異なる健康被害を記載する場合、どの化学物質がどの健康被害を引き起こすのか明確に消費者に伝わるよう、その原因となる化学物質の名前を文中に示さなければならない。
- ・警告文の"WARNING"の文字は、太字の大文字で記さなければならない。
- ・警告文の冒頭には、太い黒線で囲った黄色い正三角形に黒い「！」マークを入れたシンボルマークを表示しなければならない。
- ・警告表示には、指定の簡略表示がオプションとして許可される。
- ・警告表示の文字サイズは、その他の商品説明に使用された文字のうち最大のものより小さくしてはならない。また、いかなる場合においても使用する文字のサイズは6ポイント未満であってはならない。
- ・インターネットまたはカタログ上で製品を販売する場合においても、警告表示が必要である。

★表示方法の一例★

 **WARNING:** This product can expose you to chemicals including [化学物質の名前], which [is/are] known to the State of California to cause [cancer]/[birth defects or other reproductive harm]. For more information go to www.P65Warnings.ca.gov.

プロポジション65のもと摘発された製品の過去の係争事例として、アパレル品では成人および子供向けの衣料品をはじめ、バッグ、ジュエリー、サングラスなどの品目が挙げられます。

お問い合わせ先

東京事業所 グローバルコミュニケーション戦略室

☎ 03-5759-4120 （担当：志賀・関）